

焼津市総合評価競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、焼津市の発注する建設工事に係る総合評価競争入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領において「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項（政令167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをしたものを落札者とする入札をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札の対象となる建設工事は、企業の施工能力、配置予定技術者の能力等（以下「提示性能等」という。）と価格を総合的に評価することが妥当と判断される工事のうち、市長が適当と認めるものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 市長は、総合評価方式による競争入札を行うときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4第1項に基づき、2人以上の建設工事、契約等に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第3項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を策定するものとする。

2 落札者決定基準は、入札の評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。

3 前項入札の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 提示性能等の評価に関する評価項目

(2) 評価項目ごとの評価基準

(3) 得点配分

4 第2項の入札の評価に関する基準は、入札の評価について、前第1号の評価項目ごとに与えられた得点の総和を入札価格で除して得られる数値をもって行うことができるよう作成するものとする。

(落札者決定基準を定める際の手続)

第6条 市長は、前条第1項の規定による落札者決定基準の策定に当たっては、建設工事の担当課及び契約検査課において作成した落札者決定基準の案について、焼津市建設工事請負業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札業者決定基準の案について、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項に関し、2人以上の学識経験者の意見を聴かななくてはならないものとする。

3 市長は、前項の規定により聴取した意見に基づいて落札者決定基準を策定しようとするときは、審査委員会の審議を経るものとする。

(入札の公告)

第7条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6、焼津市契約規則(昭和53年焼津市規則第15号)第6条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
 - (2) 総合評価競争入札に参加するための要件
 - (3) 落札者決定基準
 - (4) 提示性能等の取扱いに関する事項
 - (5) 提示性能等の担保に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (提示性能等の提出及び審査)

第8条 市長は、総合評価競争入札の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に提示性能等の提出を求めるものとする。

2 市長は、提示性能等に係る入札参加資格について、契約検査課の審議を経て入札参加資格の有無を決定し、入札参加者に通知するものとする。

(入札)

第9条 入札は、第8条の規定により入札参加資格を有することを認められた者を参加者として行う。

(落札者の決定)

第10条 市長は、前条の規定により入札を行ったときは、落札者決定基準に基づいてこれを評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令167条の10の2第2項の規定により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

- (1) その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるとき。

2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。この場合において、落札者となるべき者のうち出席しないものがあるときは、入札事務に関係のない市職員をこれに代わらせるものとする。

3 市長は、第1項の規定による落札者の決定に当たり、第6条第2項の意見聴取において、必要であるとされたときは2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。

(情報の公表)

第11条 市長は、前条第1項及び第2項前段の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
- (2) 各入札者の入札価格
- (3) 各入札参加者の入札の評価の状況

(審査委員会の議決)

第12条 審査委員会の委員長が、審議において軽微な事項又は緊急を要する事項と決めたときは書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。

附 則

この要領は、平成 19 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 14 日から施行する。